

【質問と回答 2009. 4. 24】

◆Default Judgment が下されるために、原告の申立てが必要か。

原告の申立ては必要（この点では、呼出状の文言 [If you fail to do so, judgment by default will be entered against you for the relief demanded in the complaint.] はミスリーディング）。被告の欠席は、被告の責任を認める効果はあるが、訴状で請求された救済を原告に与えることまで認めるものではない。したがって、裁判所は、救済の内容——損害賠償額を決定する必要がある（契約事件で、契約中に損害賠償額が予定されている場合は別。また、訴状の請求する救済内容は、欠席判決で与えられる救済の上限とされる）。賠償額の決定の目的で審理が開かれる場合もあるが、その場合、通常、証人は出廷せず、宣誓供述書によって証明がなされる。Kane, *Civil Procedure in A Nutshell*, 6th, 168-72 (2007); Friedenthal, Kane & Miller, *Civil Procedure*, 4th, 480-83 (2005)。